

年金払い退職給付に係る 主な数理設計について

年金払い退職給付に係る主な数理設計について

以下、おおむね既に公布されている法律事項を除き、制度施行開始時の内容を示す。

1. 付与率の設定について

- ① 付与率は、以下を勘案して地共連の定款で定める。
 - (i) 退職等年金給付が組合員（国及び地方）であった者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること
 - (ii) 積立基準額（国と地方の合計額）と退職等年金給付積立金の額（国と地方の合計額）とが将来にわたって均衡を保つことができるようにするものであること
- ② 付与率は、百分率で小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位までとして定める。
- ③ 地方の付与率は、国の付与率と同一とする。

2. 基準利率の設定について

- ① 基準利率は、国債の利回りを勘案して地共連の定款で定める。
- ② 国債の利回りについては、10年国債の応募者平均利回りの直近1年平均（各年3月までの1年間）と直近5年平均（各年3月までの5年間）のうち低い方の率とする。
- ③ 基準利率は、百分率で小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までとして定める。
- ④ 地方の基準利率は、国の基準利率と同一とする。

3. 終身年金現価率の設定について

- ① 終身年金現価率は、以下を勘案して、終身にわたり一定額の年金となるように年金額を計算する率として、地共連の定款で定める。
 - (i) 国及び地方の基準利率
 - (ii) 国及び地方の死亡率の状況及びその見通し
 - (iii) 積立基準額（国と地方の合計額）と退職等年金給付積立金の額（国と地方の合計額）とが将来にわたって均衡を保つことができるようにするものであること
- ② 終身年金現価率の計算に使用する利率及び死亡率については、以下のとおりとする。
 - (i) 利率については、同時期に適用される基準利率を使用すること
 - (ii) 死亡率は、終身年金現価率見直し時に適用されている掛金率を計算した際に使用した死亡率とすること

- ③ 終身年金現価率は、具体的には以下のように計算する。
終身年金現価率は、男女別国地方別に計算した率を単純平均して、男女及び国地方で同一の率とする。
- ④ 終身年金現価率は、百分率で小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとして定める。

4. 有期年金現価率の設定について

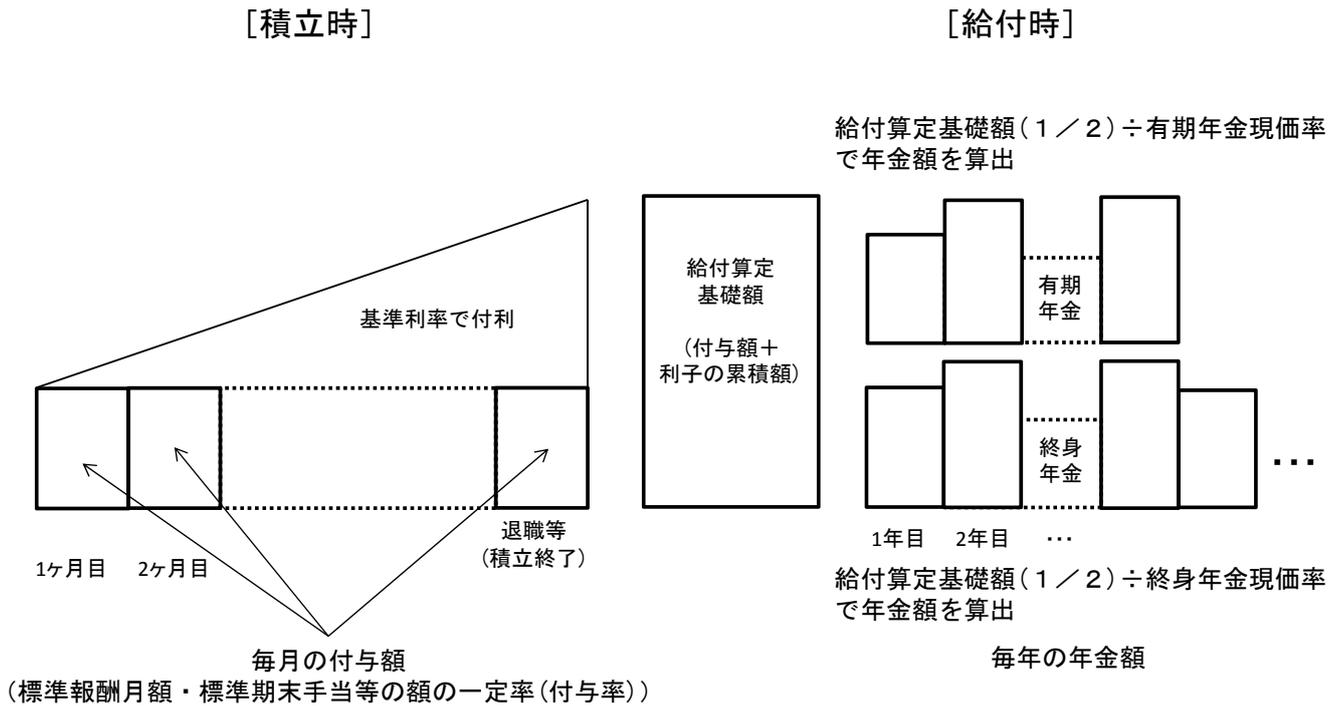
- ① 有期年金現価率は、以下を勘案して、支給残月数の期間において一定額の年金となるように年金額を計算する率として、地共連の定款で定める。
 - (i) 国及び地方の基準利率
 - (ii) 積立基準額（国と地方の合計額）と退職等年金給付積立金の額（国と地方の合計額）とが将来にわたって均衡を保つことができるようにするものであること
- ② 有期年金現価率の計算に使用する利率については、同時期に適用される基準利率を使用する。
- ③ 地方の有期年金現価率は、国の有期年金現価率と同一とする。
- ④ 有期年金現価率は、百分率で小数点以下第7位を四捨五入して、小数点以下第6位までとして定める。

5. 掛金率の設定について

- ① 掛金の基準は以下のとおり。
積立基準額（国と地方の合計額）と退職等年金給付積立金（国と地方の合計額）とが将来にわたって均衡を保つこと
- ② 掛金は、標準報酬月額及び標準期末手当等を標準として算定する。
- ③ 掛金率については、以下を勘案して地共連の定款で定める。
 - (i) 国及び地方の付与率
 - (ii) 国及び地方の公務上給付（障害・遺族）の支給状況
 - (iii) 掛金率計算基準日における組合員の積立基準額（国と地方の合計額）と退職等年金給付積立金（国と地方の合計額）とが将来にわたって均衡を保つ関係となること
- ④ 地方の掛金率は、国の掛金率と同一とする。
- ⑤ 掛金率は、百分率で小数点以下第3位を切上げ、小数点以下第2位までとして定める。
- ⑥ 掛金率の計算に当たっては、直近の財政再計算における基礎率等を用いる。

※. 上記の内容を踏まえて、今後、政省令等を整備。

年金払い退職給付制度における年金財政のイメージ



付与率・基準利率・年金現価率・掛金率

1. 付与率

- 組合員であった者等の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること等を勘案し、地共連の定款で設定
(地共済法第77条第2項)

2. 基準利率

- 国債の利回り等を勘案し、地共連の定款で設定 (地共済法第77条第4項)

3. 年金現価率(終身・有期)

- 基準利率、死亡率の状況と見通し(終身)等を勘案し、地共連の定款で設定
(地共済法第89条第5項・第90条第5項)

4. 掛金率(組合員の標準報酬月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合(掛金率))

- 付与率等を勘案し、千分の7.5を超えない範囲で、地共連の定款で設定
(地共済法第114条第3項、第4項)